

前回(10.18)に、参加型民主主義の手法として南米で行われている市民参加型予算について、日本での現状と比較してみた。しかし、残念ながら同質の活動形態は、見られないことがわかった。したがって、日本の現行行政との比較はこれ以上の成果を得られるとは思えないことから、南米ベネズエラの展開に焦点を当てて行きたい。今回は、参加型民主主義、参加型予算活動を市民が中心になって行っているベネズエラの **Communal council** について紹介し、うまく機能している2つの都市の例を紹介した。しかし、Chaves 政権に中央行政が変わっても、末端の行政は変わっておらず、行政機構で改革中心になるべき Chaves 派といわれる市長等でさえ、多くの場合、既得権、縄張りを守り、参加型民主主義の遂行に障害になっており、実際には、**Communal council** 活動も、**Participatory budget** もうまくいかないケースが多く、市民が最も必要としているところに社会資本を届けられない場合が多いことも示した。

Chaves 政権の中心であるメカニズムは、**Communal council** 組織の展開、**Cooperatives** を通じての生産、サービス活動の展開、工場生産点における **Co-management** の展開による。そこで、現状を打破するために、Chaves 政権は、”**Communal council** 展開を推進するために **the constitutional reform** を提案したが、Dec 2,2007 実施された **the referendum** にて否決される。(1) 今まで、Chaves 政権は 1998 年の大統領選挙に勝って以来、**Referendum**,しる、各種選挙にしる、すべてにわたって有利に展開してきたが、ここで始めて僅差ではあるが否決されるという事態になった。

それでは、この敗北をもって、それ以降の **Communal council** の展開を押しとどめられてきたのかというと、決してそうではなかった。以降、**Venezuela** での展開を見ていく。

Communal council は法の導入にもとずき、組織されたが、先に述べたように、実際に運営していくためには、プロジェクト資金の入手が必要で、**Communal council** でプロジェクトを市民で検討して、提案しても、資金の運用は、**Mayor, state governor** や官僚機構に依拠せざるをえない。冒頭にうまく行っているといって前回紹介したのは、市運営上必要な予算以外は、すべて **Communal council** に委ねるという市長の姿勢に大きくかかわっていることになる。このため、それぞれの行政組織の **high level of bureaucracy** が阻害要因になっていたり、政治的立場の違いから、**Communal council** の要望を受け入れないことがおきている。(2) 結局、**Chavist** といいつながら、かつて **COPEI** から参加しているものもいたりして、本質的な理解をしようとしていないものいる。

こんな中で、2007 末の **referendum** が否決されたが、2008 末には、**regional election** が行

われて、Communal council 展開をサポートする与党 PSUV が 81%勝ことが出来た。(3) 先に述べたように、Mayor の位置は、Communal council の展開にとって、実質的な資金供給源であり、これらの勝利は、きわめて重要であり、前進していることを示している。さらに、National Assembly において Nov 2009 communal council law が成立して、さらに機能強化された。今まであった 4 つの機能—the community assembly, the executive unit, the anti-corruption unit, the financial unit,に加えて、the community coordinator collective が追加されることになる。これは、予備役登録されている組織を使って、さらに community を組織化するために、情宣活動をおこない、積極的に情報提供し、また Communal council 活動のための Training を推進する部門が追加されたことになる。(7) 2010 末には Commune の基本法が制定されるが、法制定を待つことなく、Communal council の集合組織、上部組織が形成されていくことになる。それは、Commune と命名されており、Venezuela 現政権が目指す方向の示している。この、Commune の展開は Feb 2010 には既に、Communal councils を集合する形で、184 組織化されていて、93 が農村地域に、65 が都市部に、そして 26 が混在地に展開している。(6) ここで、Commune の名称については、かつてのパリコミューンを参照するとわかりやすい。

パリコミューンは、いくつかの画期的政策を掲げて、今までの国家とは異なる異質の新しい“人民国家”の原型をスケッチした。まず、3 権分立の原則は否定されて、コミューンは、“議会風の機関でもなく、同時に立法し執行する”直接民主制”行動する機関”となり、安上がりの政府の構想の下に、司法官を含めすべての管理は徹底的なリコール制—いつでも解任でき、直接人民に責任を請け負う代表制—に服し、管理の政治的職業的宣誓の義務は廃止され、その俸給は労働者の最高賃金水準を越えないことなどが定められた。(8)

上記に引用したのは、少し古い本からになる。しかし、現在の Venezuela 政権が、目指しているのをみると、議会制民主主義という形態の否定であり、直接民主主義を基調にし、市民による地方自治政府を国の骨組みにしようとしている。今まで、引用している中で、司法に関する記述が見当たらないが、いずれこの方向に向かうだろうと推測する。Communal council の法律が 2006 に制定されて Communal Council が多数組織されていく。そのひとつが、Participatory Budget であったが、自治機能を持っていなかったことが、本質的な阻害要因になっていた。

しかし、Dec 2010 には、Commune にかかわる基本法が制定される。ここで制定された基本法とは、Organic Law of Popular Power, the Organic Law of Popular and Public Planning, the Organic Law of Communes, the Organic Law of Social Auditing, the Organic Law of the for the Development and Promotion of the Communal Economy. これらの法律は、権力の中央からの分散、集団所有、自治組織、企画組織としての the

Government Federal Council の制定から成り立っている。(4)又、この法律の中で Commune の成立過程が、4つのステップで示されている。”Step 1 として、地区割りされている地域にしたがって、市民がまたは、Communal council が、commune を形成する合意をおこない、それを持って Minister of Commune に通知する。次に step 2 として、かわる地域に communal council がボランティア活動により展開する旨宣伝活動をおこない、続いて、step 3 として、Commune に参加する spokespeople をそれぞれの Communal council から選出し、最後に step 4 として、Commune に居住する住民 15%以上の有効投票により合意選挙は成立し、その半数を超えることで Commune の成立を承認する”ことが出来る。(4) この法律の成立は、National Assembly という議会制を通して成立したものである。議会には、約 40%以上の所謂 Opposition の立場をとる議員達がいる、反対の立場をとっている。反対派にとっては、実質的に Constitution 事項であり、2/3 承認事項であり、”new Commune state creates Anarchy” (4) と批判している。しかし、法は施行された。

法律が、昨年制定されて以来、Commune が Communal council を中心に組織化が進んでおり、2011 (今年) 9 月時点で、236 communes と 9000 communal councils が成立している。Commune のあり方は、社会所有と内発的發展を基調にした市民による自治体形成である。(5)

思ったよりも、動きが早いことから、今後 Venezuela の Commune 展開については、定期的にレビューしていきたい。

(1) The Real Venezuela Iain Bruce Pluto Press 2008 P161

(2) New Council to Incorporate Venezuelan Governors, Mayors, and Communal Council Representative Feb 16th 2010 ---- retrieve on 14/11/2011 8:50am:

<http://venezuelanalysis.com/news/5142>

(3) Reginal Election and Participatory Ideology in Venezuela Dec 1st 2008 -----
14/11/2011 -6:06am

<http://venezuelaanalysis.com/4000>

(4) Venezuelan Nationa Assembly Passes People’s Power”Law of Commerces” Dec 14th 2010 ---13/11/2011 <http://venezuelanalysis.com/print/5858>

(5) Communes in Caracas:Communal Organization Includes the City Sept 16th 2011 ---13/11/2011 <http://venezuelanalysis.com/print/6493>

(6) 184 Communes Curently in Formation in Venezuela -Feb 8th 2010 Tamara Pearson -----13/11/2011 <http://venezuelanalysis.com/print/5123>

(7) Venezuela’s Reform Communal Council Law Aims at Increasing Participation Nov

25th 2009 James Suggett ---- 11/14/2011 <http://venezuelaanalysis.com/print/4951>

(8) パリ、コミュニケーション 桂 圭男 岩波新書 1980 P153